

議案第31号

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年つくばみらい市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第3条中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年6月5日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 印

提案理由

市長部局と教育委員会部局間における特定個人情報の情報連携を可能にするため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年つくばみらい市条例第38号)新旧対照表

改正案	現行
<p><u>つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用<u>及び法第19条第10号に基づく特定個人情報提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用<u>及び特定個人情報提供</u>に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号の条例で定める特定個人情報提供</u>ができる場合は、<u>市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報提供</u>するときとする。</p>	<p><u>つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用_____に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用_____に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p> <p>(新設)</p>

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。